

知的財産権関連情報 Intellectual Property Information

(不正競争防止法の一部改正 平成23年)

【主な改正点】

(1) 刑事訴訟手続における営業秘密の適切な保護に係る措置

営業秘密の適切な保護を図るため、刑事訴訟の過程において営業秘密の内容を保護するための刑事訴訟手続の整備を行う。

裁判所は、被害者等の申し出に応じて、営業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしない旨の決定(=秘匿決定)をすることができる。

裁判において、秘匿決定したものは、別の呼称を用いることができる。

(例) 営業秘密の内容が、化学反応を起こす温度である「1300」である場合に、これを「X」と言い換える。

裁判において、秘匿決定した場合、一定の要件が認められるときは、公判期日外の期日において証人等の尋問及び被告人質問を行うことができる。

裁判において、秘匿決定したものは、秘匿事項にわたる尋問、陳述、被告人質問は裁判長による制限の対象となる。

(2) 技術的制限手段に係る規律の強化

技術的制限手段(=アクセスコントロール)を回避する機能以外の機能を併せて有する装置やプログラムの提供行為も新たに規制対象に追加。(規制対象の拡大)

アクセスコントロールを回避する装置の提供行為について、刑事罰の導入。
(5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金)

さらに、関税法改正で、アクセスコントロールを回避する装置を輸出入禁止品に追加。(水際規制を導入)

公布日:2011年6月8日

施行日:2011年12月1日

参 考: <http://kanpou.npb.go.jp/20110608/20110608g00121/20110608g001210000f.html>

(官報(号外121号))

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/koufu2.htm>

(経済産業省:不正競争防止法の一部を改正する法律について)